

東京都23区内の貸ビル所有者等の皆様へ

# 事業所用家屋貸付等申告書の提出をお願いします



東京都の税務行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、事業所税におきましては、地方税法及び東京都都税条例の規定に基づき、貸ビルを所有する方等から、「事業所用家屋貸付等申告書」を提出していただくこととされております。

つきましては、新たに貸付けを行った場合又は貸付内容に異動が生じた場合は、次により申告書の提出をお願いします。

## (貸付申告制度)

事業所税における貸付申告制度とは、事業所税の納税義務者（事業所等で事業を行う法人・個人）に事業所用家屋の貸付けを行っている方に対して、当該貸付けに係る事業所床面積、借主（テナント）の氏名等を「事業所用家屋貸付等申告書」により、申告していただく制度です。

なお、当該貸付部分について、貸主の方は、事業所税の納税義務者となりません。（地方税法第701条の52第2項、東京都都税条例第188条の21第2項・第3項）

「事業所用家屋貸付等申告書」をまだ提出されていない場合は、次の事項をご確認いただき、所管都税事務所まで申告書をご請求ください。

なお、申告書と記載要領は、東京都主税局ホームページからダウンロードできます。



## 1 申告期限（経過している場合は速やかにご申告ください）

- (1) 新たに貸付けを行うこととなった場合  
新たに貸付けを行うこととなった事業所用家屋にあつては、その貸付けを行った日から2か月以内に申告してください。
- (2) 貸付内容（事業所床面積、借主等）に異動が生じた場合  
貸付内容に異動が生じたものにあつては、その異動が生じた日から1か月以内に申告してください。

貸付申告書は電子申告による受付も行っております。詳しくは、**eLTAX**（エルタックス）のホームページをご覧ください。



エルタックス

検索

eLTAX イメージキャラクター  
エルレンジャー

## 2 申告先（下表参照）

申告先は、東京都23区内における事業所用家屋の所在する区を所管する都税事務所となります。なお、事業所用家屋が所在する区の都税事務所でも受け付けております。

## 3 申告事項

申告事項は、貸付けを行っている方の住所・氏名（名称）、事業所用家屋の所在地・事業所床面積・一棟床面積、借主（納税義務者）の住所・氏名（名称）、貸付年月日などです。

## 4 問い合わせ先

個別の申告についてのご相談は、各所管都税事務所の事業所税担当係までお願いします。

所管都税事務所	事業所用家屋の所在する区
千代田 (☎ 03-3252-7141)	千代田・文京・北・荒川・足立
中央 (☎ 03-3553-2151)	中央・台東・墨田・江東・葛飾・江戸川
港 (☎ 03-5549-3800)	港・品川・大田
新宿 (☎ 03-3369-7151)	新宿・目黒・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・板橋・練馬

このお願いに関するご質問等は、主税局課税部までお願いします。

主税局課税部法人課税指導課 事業所税係

TEL (03) 5388-2959 (タ・ヤルイン)

http://www.tax.metro.tokyo.jp/



# 東京都主税局



主税局イメージキャラクター  
タックス・タクちゃん